

平成 30 年 2 月 6 日

福岡市政記者 各位

消防局予防部査察課
住宅都市局建築指導部監察指導課

札幌市の共同住宅（下宿）火災を受けた合同特別査察の実施

平成 30 年 1 月 31 日に北海道札幌市の共同住宅（下宿）において発生した火災を受け、福岡市内における類似の火災の発生を防止するため、下記のとおり消防局と住宅都市局で合同の特別査察を実施するのでお知らせします。

記

1 実施期間

平成 30 年 2 月 5 日（月）から 3 月中旬頃まで

2 査察対象施設

防火対象物（寄宿舍又は下宿に該当するもの。）のうち、次の条件を全て満たすもの。

（33 施設）

- (1) 昭和 50 年以前に新築されたもの
- (2) 2 階建て以上のもの
- (3) 延べ面積が 150 m²以上であるもの
- (4) 木造であるもの

3 査察の重点項目

(1) 消防法令関連

- ① 消防用設備等の設置維持管理状況
- ② 避難経路の維持管理状況
- ③ 防火管理状況等

(2) 建築基準法令関連

- ① 防火避難規定に基づく適正な維持管理状況
- ② 増改築等の状況

○消防法令に関すること

福岡市消防局予防部査察課

担当：池田・山本

電話：092-725-6626（内線 147+6651）

○建築基準法令に関すること

福岡市住宅都市局建築指導部監察指導課

担当：野田・古川

電話：092-711-4719（内線 3480）